

苦情処理共同調整会議設置要綱取扱細目

制 定 平27. 4. 1
改 正 令元. 10. 1

(調整会議の構成委員数について)

調整会議は、甲側委員2名、乙側委員2名で構成するものとする。

(委員の任命について)

- 1 委員は、甲側委員、乙側委員それぞれ次の補職にある者を任命するものとする。
 - ・甲側委員
総務部総務課長・施設部施設管理課長
 - ・乙側委員
大阪市従業員労働組合環境事業支部副支部長・大阪市従業員労働組合環境事業支部書記長
- 2 委員の任期は、4月1日から翌3月31日までの1年とする。
- 3 調整会議の議長は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。

(書記の指名について)

- 1 書記は、総務部総務課人事担当係長及び給与担当係長の職にある者から指名するものとする。
- 2 書記は、2名とする。

(所属副申書について)

申立書を調整会議に提出する際の副申は、書面（以下「副申書」という。）で行うこととする。

(各種様式について)

苦情処理に関する各種様式については、次のとおりとする。

- ・申立書（要綱第6条第1項、第2項関係）… 別紙 様式1
- ・副申書（要綱第6条第3項関係）…………… 別紙 様式2
- ・再審申立書（要綱第13条第2項関係）…………… 別紙 様式3

附 則

この取扱細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱細目は、令和元年10月1日から施行する。

苦 情 申 立 書

申立人の氏名：

⑩

申立人の所属名：

申立人の担当（事業所名）：

1. 苦情内容

2. 事実発生年月日

3. 苦情を申し立てようとする理由

4. 苦情の処理に関する意見

5. 添付資料

資料 通

()

【窓口担当者記入欄】

担当者氏名：

受付年月日：

【事務局記入欄】 ※総務部記入欄

受理No.

受理者氏名：

受理年月日：

(様式2)
年 月 日

苦情処理調整会議議長 様

事務局長

副 申 書

(1) 苦情相談窓口での処理経過 (時系列で記載)

(2) 所属としての見解 (依頼理由)

再 審 申 立 書

申 立 人 氏 名 : ㊟
申 立 人 の 所 属 名 :
申立人の担当(事業所)名 :

1. 決定日

2. 決定の内容

3. 再審申立ての理由

【事務局記入欄】 ※総務記入欄

受理No.

受理者氏名 :

受理年月日 :